

「かまいしエール券(第7弾)」取扱い事業者募集要領

令和7年9月 25 日

1. 趣旨

釜石市では、原油価格・物価高騰に対する経済対策として、市内での消費促進による地域経済の活性化と市民の経済的負担の緩和を図るため、市内取扱店舗で利用可能なプレミアム付き商品券を発行することから、業務受託事業者である釜石観光物産協会がその事業者の募集内容を定めるものです。

2. 事業概要

- (ア) 発行額 8,000 万円
 - (イ) 販売内容 額面 500 円×8 枚綴=4, 000 円の券を 20,000 冊発行し、3,000 円で販売(プレミアム額 1,000 円)します。
 - (ウ) 販売対象者 販売日現在において、①市内に居住する方、②市内の事業所等に勤務あるいは通学している方の、それぞれご本人と生計を同一にしている方を対象に 1 人2冊を限度に販売するもので、代理人による購入も可能です。
 - (エ) 販売方法 窓口で申請書に必要事項を記入のうえ販売する。その際、身分証明書をもって当該申請本人であることを確認します。
 - (オ) 販売場所 各地区生活応援センター(釜石地区生活応援センターを除く)、市商工観光課、イオンスーパーセンター釜石店、マイヤ釜石店、マイヤ野田店、キクコーストア釜石松倉店、ジョイス釜石店、釜石観光案内所(シープラザ釜石内)を予定。
 - (カ) 販売期間 令和7年 12 月 1 日から売り切れるまで。
 - (キ) 利用店舗 10 月 24 日(金)までに釜石観光物産協会に取扱事業者として申請し、市から承認を得た店舗等(以下「取扱店等」という。)。ただし、既に取扱店舗として登録されている店舗を除きます。
 - (ク) 利用期間 令和7年 12 月 1 日(月)から翌年2月 28 日(土)まで
 - (ケ) 利用済みエール券の回収場所 釜石観光案内所(シープラザ釜石内)
 - (コ) 利用済みエール券の回収期間 令和7年 12 月 7 日(日)から3月 8 日(日)まで
 - (サ) 利用金額の振込み 利用済みエール券を日曜日毎にとりまとめ、当該週の水曜日に取扱店等から予め指定された口座へ振込みます。
 - (シ) 振込み期間 令和7年 12 月 10 日から3月 11 日まで
- ※ 年度末となる都合上、以降は振込みできませんのでご注意ください。

3. 取扱店等の注意事項

- (ア) エール券の取扱いに際しては、本要領に従って下さい。
- (イ) エール券に係る販促物(ポスター、チラシ、のぼり等)を送付するので、取扱店等に掲出するなど利用して下さい。
- (ウ) 利用者から受け取ったエール券は、適切に管理すると同時に枚数を確認し裏面に店名を押印又は記入し、印鑑を持参のうえ釜石観光案内所に提出して下さい。エール券を紛失した場合、釜石市及び釜石観光物産協会では一切の責任を負うことはできません。
- (エ) エール券の取り扱いには細心の注意を払って下さい。偽造券に係る損害賠償等には、一切応じることができません。
- (オ) 利用済みエール券は、釜石観光案内所で取扱店等の立会のもとで枚数を確認し受領書を交付しますので保管して下さい。受領書交付後、一切の異議申し立てはできません。
- (カ) エール券を販売する店舗においては、エール券の販売に係る領収書は発行しないことにしています。また、エール券の販売時間や1日あたりの販売冊数の上限を独自に定める場合は、あらかじめ市との協議が必要となります。

4. エール券の取り扱いに関する遵守事項

- (ア) エール券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (イ) エール券を利用した際、釣り銭を出すことはできません。また、販売代金の不足があったときは、現金等で受け取って下さい。
- (ウ) 商品を返品する際、エール券を用いての返金はありません。
- (エ) 取扱店等における、エール券利用者を対象とした独自企画を歓迎します。なお、その場合を含め、他の割引企画と併用ができないことやポイントの加算対象外、エール券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようポップ、チラシ等で明示して下さい。
- (オ) 使用期限を過ぎたエール券は、受け取らないで下さい。
- (カ) エール券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に係る損害等に関し、釜石市と釜石観光物産協会は責任を負いません。
- (キ) 引換え終了後、本事業の効果を測定するためのアンケート調査に協力していただきます。

5. エール券の利用対象とならないもの

- (ア) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (イ) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (ウ) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第1号、第2号及び第3号を除く)に該当する営業に係る支払い
- (オ) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など。)

(カ) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)

(キ) その他市長が不適当と認めるもの

6. エール券を利用できる取扱店等

事業所の届出住所が釜石市内で、市内に事業所又は店舗を有し各種サービスの提供を行う者。但し、次の事業者を除きます。

(ア) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している団体

7. 取扱店等の責務等

取扱店等は、次に掲げる事項について遵守して下さい。

(ア) 利用するエール券について、偽造の有無などを確認して下さい。確認の結果偽造されたエール券と判別できる場合は、券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察署と釜石市商工観光課(☎27-8421)、釜石観光物産協会(☎27-8172)へ連絡して下さい。

(イ) 受け取ったエール券の裏面に既に取扱店等の店名が記されている券は、利用することができませんので受け取りを拒否して下さい。

(ウ) エール券の第三者との交換及び売買等の不正は、絶対に行わないで下さい。

8. 誓約事項

取扱店等は、次に掲げる事項について誓約していただきます。

(ア) 上記1及び2を理解し同意したうえで、3から7の注意事項や遵守事項を守ります。万一守ることができなかったときは、取扱店等の登録取消し決定などの措置に従います。

(イ) 取扱店等として、利用期間中において辞退しません。

(ウ) エール券の利用に際して、利用者側からの苦情や紛争が生じ、自らの責に帰すると認められる場合には、その解決にあたります。

(エ) エール券の取扱に関して釜石市及び釜石観光物産協会から改善の要請等がなされた場合には、それに従います。

(オ) 取扱店名、住所、電話番号、FAX番号、業種、独自企画などのホームページやチラシ等を通じた公表について同意します。

(カ) 取扱店等及び取扱店主は反社会的勢力ではなく、また、将来にわたっても該当しません。

※ 引続き、利用者が安心して飲食や商品の購入、サービスの提供が受けられるよう配慮して下さい。

※ 釜石市や金融機関などの公的機関、釜石観光物産協会や釜石観光案内所などは、エール券の利用に際し口座番号やキャッシュカードの暗証番号の確認等は一切行いません。特殊詐欺に注意しましょう。